

令和7年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト 市町村まちづくり支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

令和7年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト市町村まちづくり支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務の内容

「令和7年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト市町村まちづくり支援業務委託仕様書」のとおりとする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託費の限度額

57,800,000円を上限額とする。

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

4 参加資格

企画提案書を提出できる者は、（1）から（7）までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3） 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4） 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5） 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6） 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。
- （7） 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア すべての構成員が前記（1）から（6）の要件を満たしていること。
 - イ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル公示	令和7年2月13日（木）
質問受付期間	令和7年2月13日（木）～2月19日（水）正午
質問への回答	令和7年2月21日（金）午後5時までに回答
プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年2月27日（木）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限 ※対象：8（1）表No. 1～No. 8	令和7年3月6日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和7年3月25日（火）午後 ※結果は3月27日（木）午後5時までに通知
契約締結	令和7年4月1日（火）（予定）

6 質問事項の受付及び回答

本件について、質問を以下のとおり受け付ける。

（1）質問方法

様式1「質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。送信後、電話で着信確認を行うこと。

送信先 a3170-01@pref.saitama.lg.jp

メールの件名 埼玉版スーパー・シティプロジェクト市町村まちづくり支援業務に係る質問（法人名）

電話番号 048-830-3188（直通）

※埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当あて

（2）回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページで公表する。

（3）受付期間等

受付期間：令和7年2月13日（木）～2月19日（水）正午まで

回答期限：令和7年2月21日（金）午後5時までに回答

7 プロポーザル参加申込書の受付

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式2「プロポーザル参加申込書」を提出すること。プロポーザル参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

（1）提出方法

電子メールで提出すること。送信後、電話で着信確認を行うこと。

送信先 a3170-01@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名 埼玉版スーパー・シティプロジェクト市町村まちづくり支援業務に関する公募型プロポーザル参加申込（法人名）

電話番号 048-830-3188（直通）

※埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当あて

(2) 提出期限

令和7年2月27日(木)午後5時(必着)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案にあたっては以下の書類を提出すること。

No.	提出書類	提出部数
1	企画提案書 ※ 企画提案書の作成等に当たっては、「企画提案書作成要領」を参照すること。	1部
2	見積書 ※ 見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。 また、「令和7年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト市町村まちづくり支援業務委託仕様書 5業務内容」を参考に、可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。	1部
3	法人の定款の写し及び履歴事項証明書(商業登記簿謄本) ※ 履歴事項証明書(商業登記簿謄本)は、提出日から遡って3か月以内に取得したものを提出すること。 ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
4	法人税、法人(都道府)県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(その3の3)を提出すること。 ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
5	決算関係書類 ※ 過去3年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類	1部
6	プロポーザル参加資格に関する誓約書(様式3) ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
7	会社概要(会社案内、パンフレット等) ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
8	【複数の企業により参加する場合のみ】 構成員一覧表(様式4) 委任状(様式5)	各1部

(2) 提出方法等

ア 提出方法

(ア) 原則として電子データで提出すること。電子データの送付方法は、プロポーザル参加

申込書を提出した者に別途案内する。

(イ) 電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送（書留）によること。

(ウ) 持参による提出は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

イ 提出期限

令和7年3月6日（木）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当（第三庁舎3階）

電話番号 048-830-3188

エ その他

(ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

(オ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

9 委託候補者の決定方法

委託先の選定に当たっては、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト市町村まちづくり支援業務委託先審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が以下の方法で提案内容を総合的に審査し、委託候補者を選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託候補者として選定する。

(1) 審査方法

ア オンライン（Microsoft Teams）によるプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書等に基づき、特に重視する点、強調する点等を説明すること。

イ プレゼンテーション審査において、資料を追加することはできない。

ウ プレゼンテーション時間は20分間、質疑時間15分間とする。

エ プレゼンテーション審査に参加しない者は、契約先候補者に選定しないものとする。

オ プレゼンテーションにおいては、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が、説明及び質疑に対する回答を行うこと。

カ プレゼンテーションにおける説明者は3名以下とする。

キ プレゼンテーション審査は、令和7年3月25日（火）に実施する予定である。詳細については、後日、通知する。

ク 審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
1 基本方針	5
2 実施体制	20
3 業務内容に関する提案	
(1) 地域まちづくり計画策定に向けた市町村へのアウトリーチ型支援の実施	25
(2) 市町村と企業等のマッチング強化業務	40
ア ガバメントピッチの実施	
イ 市町村と応援企業等との交流会の開催	
ウ まちづくりスマート技術等視察・体験会の開催	
エ まちづくり先行事例セミナーの開催	
オ 彩の国ビジネスアリーナへのブース出展	
カ 埼玉版スーパー・シティプロジェクト応援企業等登録制度申請受付	
キ 県ホームページにおける市町村・応援企業等情報掲示板の運営支援	
ク まちづくりに関する各種支援制度等の情報の確認・収集・提供	
4 見積額	5
5 独自提案	5

(2) 委託候補者の決定

ア 審査委員会は、提出された企画提案書及びその他提出書類等に基づき、本業務委託の遂行能力等を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。

イ 企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として決定する。

10 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、委託候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

(2) 見積額については、企画提案時からの増額は認めない。

(3) 委託候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該委託候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、4に定める条件に該当しなくなった場合は、当該委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価が二番目に高かった者を新たに委託候補者とし、改めて協議を行う。新たな委託候補者が辞退等した場合は、次に評価が高かった者を新たに委託候補者とし、協議を行う。

- (4) 契約締結までの間に埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

1.1 企画提案書等の情報公開

- (1) 契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。
- (2) 県民等からの情報公開の請求に応じて、契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

1.2 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

- (1) 緊急、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。
- (2) 上記の場合において、本プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

1.3 その他

- (1) 本事業は県議会令和7年2月定例会において審議されている令和7年度予算に基づき実施されるものであり、審議の状況によっては中止・変更することがある。
- (2) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 提出書類等に虚偽がある場合は、失格とする。
- (4) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.4 問合わせ先

埼玉県環境部エネルギー環境課 エネルギー企画担当

電話番号 048-830-3188

電子メール a3170-01@pref.saitama.lg.jp